

議案第46号

訴訟上の和解について

前橋地方裁判所令和4年（ワ）第188号債務不存在等確認請求事件について、裁判所の和解勧告により和解をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月14日提出

渋川市長 高木 勉

- 1 当事者
- 原告 [REDACTED]
[REDACTED]
- 被告 渋川市

2 訴えの概要

原告は、令和4年5月20日、原告の被告に対する「硯石」に関する所有権に基づく妨害排除請求権を発生原因とする債務が存在しないことの確認並びに金300万円及びこれに対する令和元年9月26日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払を求めて、前橋地方裁判所に訴えを提起したものである。

3 和解条項

- (1) 原告と被告は、被告において群馬県渋川市北橘町赤城山字赤城山24番1所在の土地（以下「本件土地」という。）上にある「硯石」の周囲に別紙記載の仕様のフェンスを設置することを合意する。
- (2) 被告は、本和解成立後、速やかに、工事代金の上限額を46万2000円として、前項の設置工事の発注に必要な所定の手続を行い、第三者の施工業者に発注する。
- (3) 被告は、第1項の設置工事が完了したときは、適時に、前項の手続で決定した工事代金を施工業者に支払う。
- (4) 原告は、第2項の手続によって決定した工事代金の2分の1の金額（1円未満は切り捨て）を被告に対して支払う義務があることを認

め、被告が前項の支払を完了した日の翌日から起算して1か月以内に、被告が指定する預金口座【被告の会計管理者口座】に振り込む方法により支払う。なお、この振込手数料は原告の負担とする。

- (5) 原告は、本件請求を放棄する。
- (6) 被告は、原告に対する本件土地の原状回復費用相当額である1096万7000円の請求権を放棄する。
- (7) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 訴訟費用は、各自の負担とする。

理 由

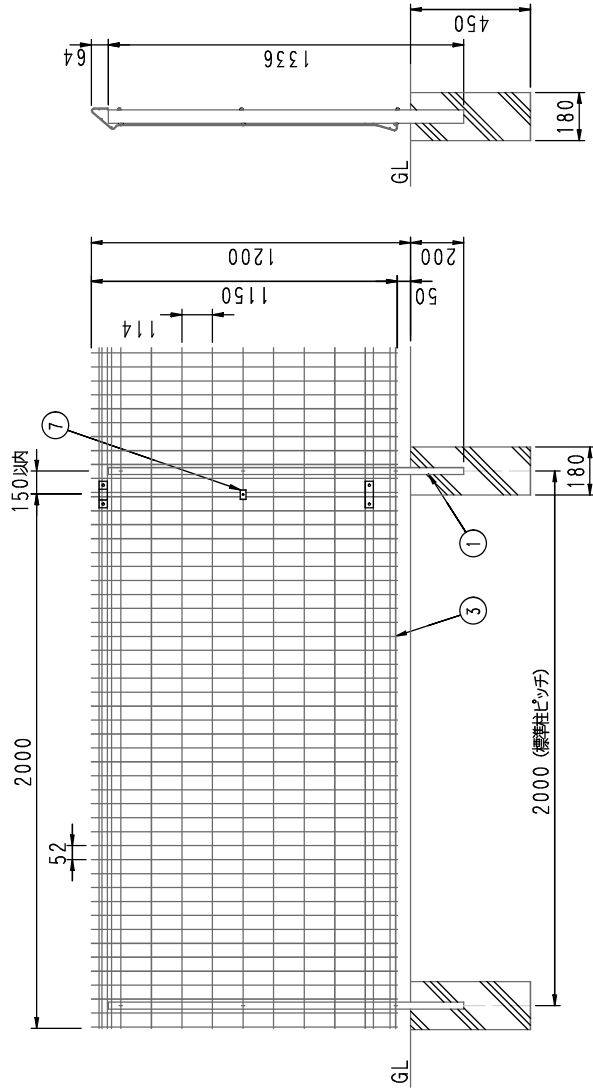
債務不存在等確認請求事件について、和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。

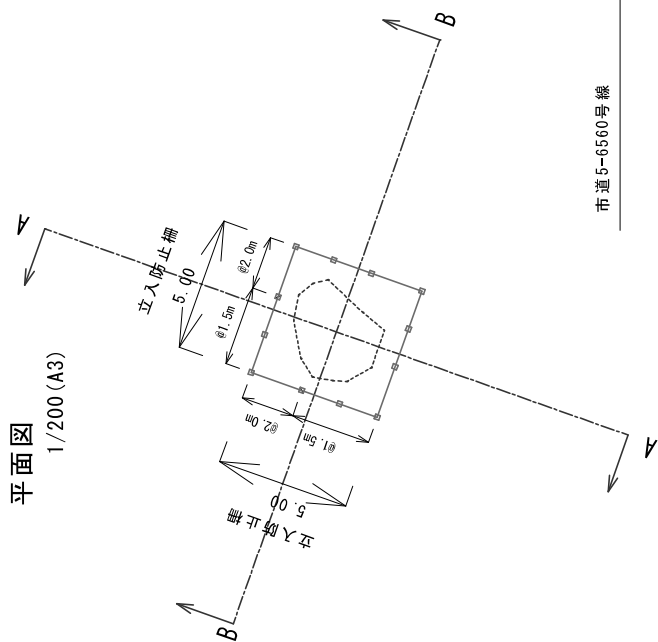
構造図
メッシュフェンス
(立入防止柵)

G10#1200

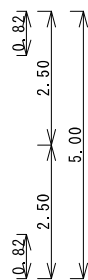
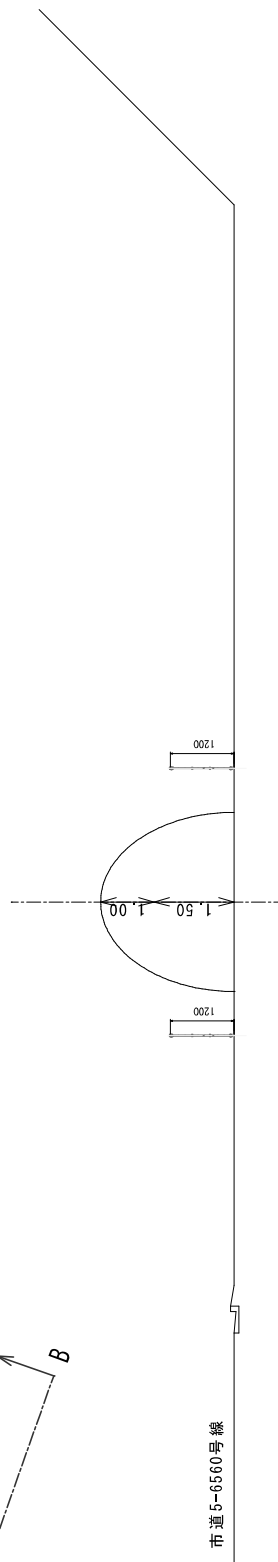
組立図 S=1:20 (A3)

注) 基礎の大きさは参考寸法です。

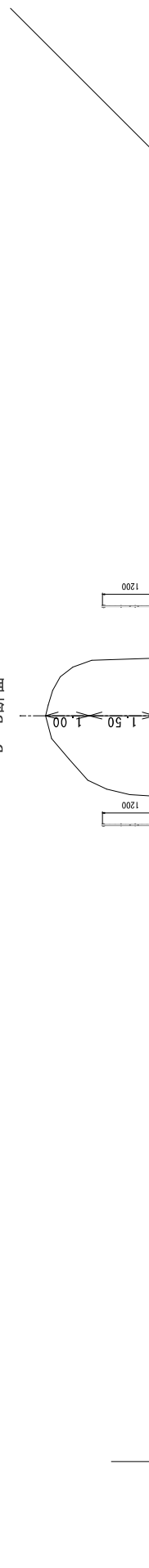




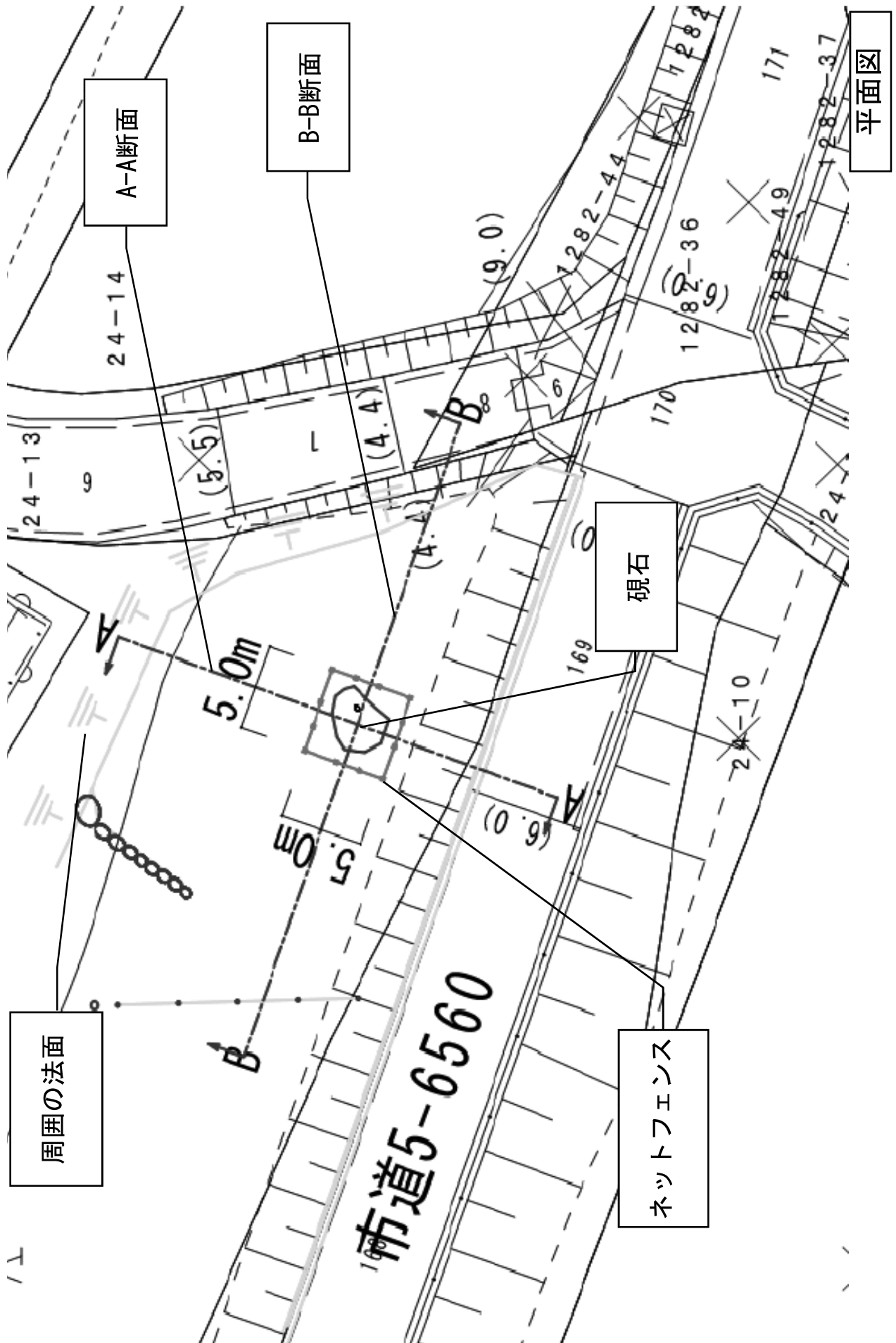
断面图
A-A断面
1/100 (A3)



B-B断面



平面图・断面图



第1 事件の概要

- 1 渋川市（以下「被告」という。）は、令和3年5月21日及び同年10月18日、XXXXXXXXXX（以下「原告」という。）に対し、渋川市北橋町赤城山字赤城山24番1の市有地内にある「硯石」について、原状回復するよう請求したが、原告は、これに応じなかった。
- 2 原告は、令和4年5月20日、原告の被告に対する「硯石」に関する所有権に基づく妨害排除請求権を発生原因とする債務が存在しないことの確認並びに国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項に基づく損害賠償請求として金300万円及びこれに対する令和元年9月26日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払を求めて、前橋地方裁判所に訴えを提起した。
- 3 被告は、令和4年7月20日、原告に対し、不法行為に基づく損害賠償として、「硯石」の原状回復費用相当額である1096万7000円を支払うよう請求したが、原告は、これに応じなかった。
- 4 前橋地方裁判所において、係属して以来、数回に及ぶ口頭弁論等を経てきたが、同裁判所から和解勧告がなされたものである。

第2 請求の趣旨

- 1 原告と被告との間において、原告の被告に対する別紙債務目録記載の債務が存在しないことを確認する。
- 2 被告渋川市は、原告に対し、金300万円及びこれに対する令和元年9月26日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

別紙 1

債務目録

(1) 発生原因

下記の土地上の動産（硯石）に関する所有権に基づく妨害排除請求権

(2) 土地の所在地等

群馬県渋川市北橋町赤城山字赤城山 2 4 番 1

(3) 動産の位置及び形状について

別紙 2 のとおり

以上

別紙2 硯石の現況



硯石に係る経過

年 月 日	内 容
令和元年7月29日 ～30日	硯石の掘り出し
令和元年9月26日	渋川市議会が「歴史的価値のある硯石の掘り起こしに関する特別委員会」（以下「特別委員会」という。）を設置 渋川市が「渋川市行政事務執行の適正化に関する調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置
令和元年12月25日	調査委員会が意見書を公表
令和2年2月20日	特別委員会が審査報告書を議会に提出
令和3年5月21日	渋川市が相手方に対し、原状回復を求める通知書（1回目）を送付
令和3年6月9日	渋川市が赤城山自治会長から、硯石を以前のような草や土に埋もれた状態に戻すことは望んでいない旨を記した「『硯石』の掘り起こしに関する上申書」を受理
令和3年9月14日	渋川市議会が「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願」を受理
令和3年9月29日	渋川市議会が「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願」を採択
令和3年10月18日	渋川市が相手方に対し、原状回復を求める通知書（2回目）を送付
令和3年11月25日	渋川市が相手方から、通知書（2回目）に対して、硯石の原状回復には応じない旨を記した、令和3年11月11日付け「回答書」を受理
令和3年11月25日	渋川市が相手方代理人弁護士から、令和3年11月18日付け「申入書」を受理（申入れの概要は、以下のとおり） ①地元住民との折衝（話し合い、相談）の有無について ②原状回復を求める法的根拠について ③円満解決を図るために話し合う意思の有無について
令和3年12月16日	渋川市が相手方代理人弁護士に対し、令和3年11月18日付けの「申入書」に対して書面回答（回答の概要は、以下のとおり） ①相手方による原状回復が図られた後に、硯石の周辺整備等について、地域住民等の意見を確認する。 ②市の資産の所有権に係る権利を行使したもの ③市の顧問弁護士を通じた話し合いを行う。
令和4年2月4日	渋川市が相手方代理人弁護士から口頭にて、 ①相手方に対する訴えの提起の考えについて ②市長から相手側に対して遺憾の意を示すことについての回答の要求を受理

硯石に係る経過

年 月 日	内 容
令和4年2月17日	渋川市が相手方代理人弁護士に対し、令和4年2月4日の要求に対して書面回答（回答の概要は、以下のとおり） ①②正当な手続なく市有地の形状が変更されたことについて、原状回復を求める方針は変わりません。
令和4年2月22日	渋川市が相手方代理人弁護士から、市顧問弁護士を通じて、 ①相手方に対する訴えの提起の考えについての回答の再要求を受理
令和4年3月3日	渋川市が相手方代理人弁護士に対し、令和4年2月22日の要求に対して書面回答（回答の概要は、以下のとおり） ①引き続き原状回復を求めています。法的な措置については、原状回復を求めるにあたっての選択肢の中のひとつであると考えています。
令和4年5月20日	相手方が渋川市を被告として、硯石の原状回復義務が存在しないことの確認及び国家賠償法に基づく損害賠償請求として300万円の支払を求めて、訴えを提起 （前橋地方裁判所令和4年（ワ）第188号債務不存在等確認請求事件）
令和4年7月13日	前橋地方裁判所令和4年（ワ）第188号債務不存在等確認請求事件 第1回口頭弁論
令和4年7月20日	渋川市が相手方に対し、請求書を送付 （原状回復費用相当額1096万7000円）
令和4年8月12日	渋川市が相手方代理人弁護士から、市代理人弁護士を通じて、令和4年7月20日付けの請求には応じない旨を記した、令和4年8月8日付け「回答書」を受理
令和4年9月28日	第2回口頭弁論
令和4年10月26日	令和4年第3回渋川市議会臨時会 議案第113号 訴えの提起について 否決
令和4年12月8日	第1回弁論準備
令和4年12月13日	令和4年12月渋川市議会定例会 議案第128号 訴えの提起について 否決
令和5年2月15日	第2回弁論準備
令和5年4月19日	第3回弁論準備
令和5年6月28日	第4回弁論準備

硯石に係る経過

年 月 日	内 容
令和5年7月20日	第 5 回 弁 論 準 備
令和5年8月24日	第 6 回 弁 論 準 備
令和5年11月8日	第 7 回 弁 論 準 備
令和6年1月9日	進 行 協 議
令和6年1月31日	第 8 回 弁 論 準 備
令和6年3月1日	第 9 回 弁 論 準 備
令和6年3月13日	第 1 0 回 弁 論 準 備
令和6年3月26日	第 1 1 回 弁 論 準 備